

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。 ・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。 ・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。 <p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて訪問指導及び保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。 <p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収、記録の管理等を行う。実費を徴収するにあたり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。 <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種実費の徴収に関する事務 ④統計処理・報告データ資料作成 <p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤保健指導 ⑥新生児の訪問指導 ⑦健康診査 ⑧妊娠の届出 ⑨母子健康手帳の交付 ⑩低体重児の届出 ⑪未熟児の訪問指導 ⑫母子健康包括支援センター事業 <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑬健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ⑭生活習慣相談等その他健康増進事業 <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑮予防接種対象者の選定 ⑯予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ⑰照会申請による予防接種履歴の照会 ⑱交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑲定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル 母子保健ファイル 健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 第19条第16号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 別表第一の10、49、76及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条及び第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2の項、16の3の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 16の2の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 17の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第50条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課／子育て支援課
②所属長の役職名	健康づくり課長／子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56-2の項) (別表第二における情報照会者の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(17の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項 (別表第二における情報照会者の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 17の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項	事後	
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	第13条、19条、30条、39及び40条	第12条の2、第13条、第19条、第30条、第39条及び40条	事後	
平成28年12月28日	I-5②所属長	健康・スポーツ課長 小泉 玲子	健康・スポーツ課長 亀井 正人	事後	
平成30年4月17日	I-5①部署追加	健康・スポーツ課	健康・スポーツ課／子育て支援課	事後	
平成30年4月17日	I-5②所属長追加	健康・スポーツ課長 亀井 正人	健康・スポーツ課長 亀井 正人／子育て支援課長 宮崎 彰夫	事後	
平成31年1月31日	I-1②事務の概要	■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 ・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各検診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収等を行う。	■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 ・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各検診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収等を行う。	事後	
平成31年1月31日	I-4②法令上の根拠	—	(別表第二における情報照会者の根拠に以下の記載を追加) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 16の2の項	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第13条、第19条、第30条、第39条及び40条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2、3、第13条の2、第30条	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	健康・スポーツ課長 亀井 正人／子育て支援課長 宮崎 彰夫	健康・スポーツ課長／子育て支援課長	事後	
令和1年12月18日	I-②事務の概要	■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務 略 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務 ⑤保健指導 ⑥新生児の訪問指導 ⑦健康診査 ⑧妊娠の届出 ⑨母子健康手帳の交付 ⑩低体重児の届出 ⑪未熟児の訪問指導 ■健康増進法に基づく事務 ⑫健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ⑬生活習慣相談等その他健康増進事業	■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務 略 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて訪問指導及び保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。 ■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務 ⑤保健指導 ⑥新生児の訪問指導 ⑦健康診査 ⑧妊娠の届出 ⑨母子健康手帳の交付 ⑩低体重児の届出 ⑪未熟児の訪問指導 ⑫母子健康包括支援センター事業 ■健康増進法に基づく事務 ⑬健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ⑭生活習慣相談等その他健康増進事業	事前	県へ 令和元年12月18日まで

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	I 4-②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 (別表第二における情報照会の根拠) 略 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条</p>	<p>番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 略 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 略 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条、第38条の2</p>	事前	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年12月10日	I 1②事務の概要	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略 ■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 略 寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 略 ■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 ①予防接種の実施に関する事務 略 ④生活習慣相談等その他健康増進事業</p>	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略 ■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 略 ■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予防票の発行等を行う。 寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 略 ■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 ①予防接種の実施に関する事務 略 ④生活習慣相談等その他健康増進事業 ■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 ⑤予防接種対象者の選定 ⑥予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ⑦照会申請による予防接種履歴の照会 ⑧交付申請による転入者・予防票紛失者への予防票配布等 ⑨定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>	事前	
令和2年12月10日	I 3法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の10、49及び76 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条及び第54条</p>	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の10、49、76及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 (別表第二における情報照会の根拠) 略</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条、第38条の3</p>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 略 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第59条の2</p>	事前	
令和3年5月10日	I-1②事務の概要	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略</p> <p>■新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 略</p> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型コロナウイルス等対策特別措置法 略</p>	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略</p> <p>■新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 略</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 略</p> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型コロナウイルス等対策特別措置法 略</p>	事後	
令和3年5月10日	I-1③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I-3法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の10、49、76及び93の2の項 略</p>	<p>・番号法 第9条第1項 第19条第15号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第5号(委託先への提供) 別表第一の10、49、76及び93の2の項 略</p>	事後	
令和3年5月10日	I-5①部署	健康・スポーツ課／子育て支援課	健康づくり課／子育て支援課	事後	
令和3年5月10日	I-5②所属長の役職名	健康・スポーツ課長／子育て支援課長	健康づくり課長／子育て支援課長	事後	
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年8月3日	I-1②事務の概要	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 第19条第15号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第5号(委託先への提供) 別表第一の10、49、76及び93の2の項</p>	<p>・番号法 第9条第1項 第19条第16号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 別表第一の10、49、76及び93の2の項</p>	事前	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2の項、16の3の項</p>	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2の項、16の4の項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1②事務の概要	<p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <p>・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</p> <p>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収等を行う。実費を徴収するに当たり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</p>	<p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <p>・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</p> <p>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収、記録の管理等を行う。実費を徴収するに当たり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</p>		
令和4年3月11日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ～中略～ 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ～中略～ 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第59条の2</p>	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ～中略～ 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ～中略～ 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第50条、</p>	事前	